

令和6年度 第2回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1.日時:令和6年11月26日(火)15時30分~17時27分

2.場所:四條畷市役所本館 2階ミーティングルーム

3.出席者:(委員)9名

窪 委員(会長)、河江委員(副会長)、青柳 委員、鈴木 委員、田中 委員、
平田 委員、南畑 委員、森田 委員、吉田 委員

(事務局)3名

太田(人権・市民相談課長)

宇都宮(人権・市民相談課長代理兼主任)

織田(人権・市民相談課主査)

●窪会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第2回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会を開催したいと思います。それでは、審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局から報告をお願いします。

●事務局

本日は、山本委員が欠席ということで委員10人中、9名の委員にご出席をいただいております。

●窪会長

ありがとうございます。それでは、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

それではまず、本協議会の公開、非公開について決定したいと思います。四條畷市では、審議会等の会議につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開することとされていますので、皆さま特に異議がなければ公開することにししたいと思いますますがよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。続きまして、本会議の議事録についても、先ほど申し上げた指針に基づき、作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過が分かるように、各委員の氏名を記載の上、発言内容を明確にして記録することとなっておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、会議を始めたいと思います。案件の1つめ、「四條畷市人権行政基本方針(原

案)について、前回会議からの経過」となっています。事務局より説明をお願いします。

●事務局

それではご説明させていただきます。

前回の会議から約1ヵ月少し経っておりますので、まずはこの間の経過について順にご説明させていただきます。

まずはスケジュールのおさらいの意味もかねて、資料番号1をご覧ください。

来年度、令和7年度にかけてのこの基本方針の改定スケジュールのうち、前回10月16日の第1回の審議会から今日の第2回の審議会までの間、会議としては、庁内中堅職員による検討組織である専門部会を1回挟んでいる状況となっております。

全体的なスケジュールで行くと、この審議会自体については、今年度、令和6年度最後の会議という予定になっておりまして、今日の会議後、庁内組織で検討を行い、最終的にパブリックコメント前の「原案」を決定後、1月号広報やHPなどによりパブリックコメントのご案内を行う予定としております。パブリックコメントの状況にもよりますが、資料のとおり、このような流れの中、次回のこの審議会は、令和7年度に入ってしまう4月を予定しているところですのでよろしくお願い致します。

この間、10月の審議会から本日の審議会までの間の経過ですけれども、まずは資料番号2をご覧ください。

これは、前回、今回と都合により欠席の山本委員から、この間に参考としていただいた資料となります。黒く囲んである箇所になるのですが、今回行った市民意識調査に関するご意見をいただきました。

前回の審議会でもいろいろご意見をいただいた部分ですが、今回の市民意識調査に際しては、まず調査の方法が、前回の郵送配布・郵送回収から、ハガキ送付によるQRコードへの誘導による回答という風に、そもそもの回収方法が変わっています。

その他にも回答方法の一部変更や設問の追加なども行っているため、「時系列での比較」という観点からは、今回の調査結果をそのまま素直に受け止めるのは危険で、あくまで参考値扱いとすべき、というご意見でした。

このご意見を踏まえて、資料番号3をご覧いただきたいのですが、こちら、前回少しお話しておりました、今回の意識調査の結果についての、特徴的な部分を抜き出した概要版をお示しさせていただきます。この2ページの上段の※印の箇所で、山本委員からご意見いただいた、前回調査との比較の観点においては参考値であること、それから、今回WEBによる調査を行ったことから、無回答が0になっているという部分に注釈を入れることとしました。

この無回答0については、WEBによる調査を行った関係で、仕様上次の質問に進むためには何かしらに回答しなければ次に進めないため、自分の意図しない項目への回答を行っている可能性があるという意味合いです。この注釈部分については、本体の調査結果報告書にも同じ文言を入れております。

概要版そのものの説明は資料を事前送付しておりますので、本日事務局からの詳細な説明につきましては、時間の都合上、割愛させていただきます。

次に、資料番号4を確認願います。

これがこの間、今日の会議に先立って、庁内の中堅職員による専門部会の要旨を取りまとめたものとなります。内容については、本日のこの後の案件の、事前資料送付の中でもお願いしている基本方針の中の「行動指針」についてを中心に議論を行った内容となっています。こちら資料を事前送付しておりますので、事務局からの説明は割愛させていただきます。以上、これら前回会議からの経過を踏まえたものと、前回のこの審議会でご意見をいただいたものを併せて、本日資料5として基本方針の原案ということでお示しさせていただいております。原案というものは、役所内部の使い分けとして、パブリックコメントに出す時点のものを「原案」という言い方をしているだけです。特に深い意味はありません。

それでは、前回からの修正箇所について、ざっとになりますが、ご説明させていただきます。まず、最初に目次のところで、前回議論のあった第2章の個別の課題の並び順ですが、いろいろご意見をいただきましたが、市が対外的に行う説明の観点から、大阪府の計画の並び順に併せることとしました。なお、この並びは、他の市町村も概ね同じとなっているところです。次に3ページ一番上のところ、42ページにある別紙1の人権行政概念図との関連で、関係する権利の整理を行いました。

次に、6ページの女性の権利のところ、「男女」の権利というお話をいただく中で、当初案とおおり、女性の権利とさせていただいております。この項目の全体の書きぶりとして、過去女性の権利が男性よりも低く差別があったという歴史的な事実を受けて、女性の権利を男性と同じまていかに保障していくかといった女性視点の書き方になっていますので、今回は女性の権利ということにしました。当然男性に権利がないという意味ではなく、今後の10年の中で、男性の権利というものが社会的にクローズアップされるというようなことがあれば、次回改定時等に議論を行いたいと思います。

次に、10ページ、子どもの権利の箇所、専門部会の場で担当部署からご意見をいただき、ニートやひきこもりといった若者を対象とした計画の見直しなどの追記を行っています。

次に11と12ページにまたがりますが、一番下の行動指針の箇所、児童虐待・いじめがひとくくりになっていたものを、意識調査の結果でいじめ問題の関心が高かったことから、2つに分けることとしました。

13ページからの高齢者のところでは、前回の会議で出た意見のほか、担当部署や関係部署による修正を行っています。

16ページの障がい者の権利の箇所も、同様に担当部署による修正を行っています。

19ページからの同和問題のところでは、下の現状と課題のところ、人権協会や人権擁護委員会など、前回ご指摘いただいた、関係する市民団体を具体的に盛り込んだ方がよいのではないかという意見を踏まえ、ここ以外にも可能な限り関係団体の固有名詞を入れるようにしています。

22ページの外国人のところも、教育委員会の担当部署や、前回いただいた意見を踏まえて修正しています。

25から28ページ、インターネットの権利と性的マイノリティの箇所、今回新しく追加した項目ですが、ここは前回欠席の山本委員から字句や言い回しの修正のご指摘を反映しています。29ページからの職場の権利の、現状と課題の箇所に商工会などの研修実施を追記してい

ます。

32ページからのその他の各種人権課題の箇所は、文言の微修正と33ページの行動指針の箇所の言い回しの整理を行っています。

34ページからの第3章では、細かな字句の修正と、36ページ下段の個人情報保護の箇所です、山本委員からいただいた意見に修正をしています。

37ページの(5)の人権教育の最後の段落に、前回話の出た、意識調査の結果を踏まえた人権教育の重要性を追記しています。

38ページの一番上の行動指針では、先ほどの人権教育の重要性を踏まえ、新たに教員向けに加え、児童・生徒を対象とした人権教育を追記しました。

同じく38ページからの(6)の人権救済のところでは、前回話の出た差別禁止法の制定について、39ページのところで制定に向けた国等への働きかけを新たに追記したほか、新たにそれを行動指針として追加しています。

40ページからの第4章は字句の微修正を行っています。

以上、ざっとの説明になりますが、前回の審議会でいただいた意見からこの間の修正を踏まえた、本日の議論の出発点となるのが、この資料5の原案となっています。

説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。やり方なんですけれども、各章ごとにやった方がいいかなと思いますので、そうでしょうか。目次で意見やご質問はありますか。

私が第3章のところで気が付いたのは、人権行政確立に向けた基本的な方針のところ、この中に学校は入れなくていいんでしょうか。私はあった方が良くと思いました。

というのは、各課の実績まとめて、学校教育課や教育総務課等、学校教育に携わるところが実績をきちんと書いてくださっているのです。そういう意味でも、学校教育における人権行政確立に向けた方向性であるとか、取り組みについて入れた方が良くと思います。差別をなくすための教育をしたいということで、学校における教育の重要性が大きくなります。

それに対する反論があれば言って下さったらと思います。

他にも皆さま何かありましたらどうぞ。

●吉田委員

意識調査の中で、人権または人権・同和問題の学校での学習経験の質問というのが、意識調査の中ではなかったんですよ。だから、学校での経験がいかに大人になってからどう返ってきているのか反応を見るというのは、会長がおっしゃっていたような学校での人権の取り組みの評価につながるかと。

後、もう一つアンケートの中に自由回答欄というのがあったかと思うのですが、大体振り分けをして回答数が書いてあるのですが、できれば回答内容を省略なく載せていただいた方が、後々の解析で重要なのかなと思いました。

前回と違う手法で調査をされているから、データのクロス集計も今までより、やりやすくなっているかと思うので、啓発の効果も分かりやすくなるのではないかと思います。

●窪会長

吉田さんの意見では自由記述欄を全部載せた方が良いのではないのでしょうか、とのことですが、事務局いかがでしょうか。可能でしょうか。

●事務局

概要版ではなく、本編の方は自由記述欄を全部載せているのですが、ページ数が中々のボリュームになりますので、今回はあくまで概要版になりますので、除いています。作業的には可能です。

●窪会長

今日の議題に対して、こういう考え方や意見は他にありますか。
では第1章に入りましょうか。

●南畑委員

基本方針を読ませていただいて、これは誰に対しての基本方針かなと、ふと思いました。市で働く職員に対してなのか、市民に対してなのか。対象が分かりづらいなと思いました。

●事務局

作り方としては、市民がこれに基づいて行動するというのではなくて、職員が人権行政を推進する中で取り組んでいく行動指針を立てさせていただいています。
実績として、できたかできていなかったかを見ていただきながら、人権行政を推進していくというものになります。一部市民への啓発も少し含むんですけども、基本的には職員に向けた作り方になります。

●南畑委員

行動指針についても、職員さんが読むにしても「～に努めます。」とあるので、どういうふうに努めるかが分かりにくいなと思いました。

●事務局

この後の案件では、資料として準備しておりますが、抽象的な表現にあえてなっています。人権の根幹になるところなので、抽象的な表現をすることで、それぞれの部署でこういったこともできるのかな、これは人権につながるのかな、と考えていただくことも重要だと思っております。なので、あえてそういう書き方になっています。
それに紐づいて、どういったことをやっているかについては、資料7でご説明します。そちらで内容のご確認をしていただければと思います。

●窪会長

確かにおっしゃるとおり、市職員向けにはなっているんですが、私はこの基本方針を広報に使うてほしいと思っています。広報に使うことで、市は頑張っているんだな、とか市外に住んでいる人も、こういう所だったら私も住んでみたい、と思わせるような広報的な役割も担うようにしてほしいとお願いしています。

他にないですか。では、第2章いかがですか。

資料番号4「令和6年度第2回四條畷市人権施策推進本部専門部会要旨」の出席者のところなんですけれども、欠席の方がいらっしゃいます。できれば代理の方がいらっしゃって意見交換をしていただければ、というのが私の意見なんですけど、いかがでしょうか。

●事務局

特段、代理の者が出てはいけないというルールはないです。欠席の委員については会議の内容をフィードバックさせていただいて、意見があればというかたちで、吸い上げを行っているんですが、ご意見としていただきます。

●窪会長

できたら出席してくださいということで、人権・市民相談課から呼びかけたらいいわけですね。なるべく全員が出られるように、呼びかけていただけたらありがたいと思います。

●吉田委員

3ページの上段の部分で、表現として「自治体行政とは本質的に人権行政であり」とあるんです。人権行政概念図を見ると、明らかに行政とは全て人権行政なんです。「自治体行政とは人権行政そのものである」という表現に変えていただきたいです。

以前の基本方針はどうだったか、過去は振り返ってみないと分からないですけども、ぜひ明記していただきたいと思います。

●窪会長

ありがとうございます。検討をお願いします。他にありますか。

●窪会長

それでは女性の人権のところいかがでしょうか。7ページで市職員や事業所の男女割合とかデータ的に出せるものは出してもいいんじゃないでしょうか、という意見です。皆さんいかがでしょうか、なければ子どもの人権にいきます。

●平田委員

9ページの真ん中のところで、「昨今 SNS 上で」とあるんですが、「インターネット上で」の方が良いんじゃないでしょうか。

●窪会長

その方が分かりやすいかもしれませんね。

●平田委員

SNS 以外の問題もありますので。

●窪会長

他にはありますか。

●吉田委員

子どもが権利の主体であるという認識、理解と市の子ども基本条例との関係からすると、差別やいじめや虐待やということもさることながら、積極的に子どもの権利を前に押し出すような表現があるのかなと思います。行政として、地域としてできているのかということが、今後の課題でもあるのかなと思うんですけども。

例えば、子どもが市内でボール遊びができる公園はありますか、とか。いじめや虐待以前に、地域で子どもが子どもらしく生きていける環境がありますか。それを実現するための努力を行動指針にできればいいなと思うんですけども。

子ども基本条例が制定されて今年で30年になりますけれども、子どもが権利の主体だと言いながら、なかなかそうなり得ていない。子ども基本条例が条例化されているところは、大阪

府でも7、8団体ぐらいかなと思います。だからこそ、子どもの声が届くようなものを、と思います。

●窪会長

子どもの主体性を尊重する、育むという主旨をどこかに盛り込むということによろしいでしょうか。できればよろしく願いいたします。吉田さんも具体的ないい表現があれば、事務局にメール等で送ってください。

●森田委員

子ども食堂ということを、最近言われていると思います。子どもさんの健康やヤングケアラーの問題があると思うのですが、個人的にされているのか、市の方で宣伝されているのか。困ってらっしゃる子どもさんをどのくらい把握されているのか、よく聞く文言なので気になります。

●窪会長

どこか担当があるんですか。

●事務局

市が主体的にやっているということではないと思います。どちらかというと市民団体で、積極的にされているところを行政が支援するというスタンスです。

こども政策課が間に入っています。当課でいうと、フードドライブで集まった食材を、社会福祉協議会が連携して、支援しているところにお渡ししています。

●窪会長

必要としているお母さん方や子どもが、どういうサービスがあるのか、インターネットなんかを見たら分かるようになっていっているんでしょうか。ニーズのある人にとって、そういうものがあるということを知らない人が多いじゃないですか。市内ではこういう子ども食堂があつて、利用はこういう方法がありますよ、とか広報することが大切だと思うのですが、そういったことはされているのでしょうか。

●事務局

ホームページの中では見ることができます。

●窪会長

学校でも情報の配付はやっているんでしょうか。

●河江副会長

学校ではやっていないと思います。まちを歩いていると、市民団体さんが食堂をされているのに気づくこともあります。狭いまちなので、歩いていけば保護者さん達も気づくのではないかなと思います。

●窪会長

ぜひ続けていってほしいですね。森田さんもぜひ言い続けていってください。ありがとうございます。次、高齢者のところへ行ってよろしいでしょうか。

●青柳委員

13ページの現状と課題のところ、「特に虐待事例は後を絶たず、特に施設における虐待件数は増加の一途を示しており」と書いてありますが、市としてなのか、社会としての増加の

話なのかが分かりにくかったので、言い回しを考えていただければと気になりました。

現状と課題のところをみると本市ではとあるので、社会全体においてという意味かなとは思いますが、文章を付け加えてくださった方が、分かりやすいのではないかと思います。

●窪会長

市としての話なのか社会全体での傾向の話なのか、ということですね。

●事務局

前と変わっていないところになりますので、おそらくですけども、全国的にということだと思います。

●窪会長

全体の章のトーンで言うのですが、「高齢者に対する就労機会の確保の努力義務化」と書いてあります。おかしいと思うのが、ゆとりをもって定年し、年金でまともな生活を送れることが本来だと思うんです。今の日本の方針というのが、どんどん働けということでしょう。介護保険の負担も増えているわけです。生活保護の充実とか、年金支給額の引き上げとか、安心して引退できるような生活を確保するのが、高齢者に対する人権なんじゃないかなと、私は思うんです。高齢者が引退できれば、若い人の雇用も増えるわけですから。本来はそっちをめざすべきではないかと私は思いますが、みなさんはいかがでしょう。

それでは障がいのところにいきましょうか。

●平田委員

16ページの下から6行目のところで、「ハード整備」というのがあるんですけども、分かりにくい用語かと思います。「ハード面」とか「ソフト面」とか言う人はよくいますけれども。

●窪会長

何か言いかえの言葉はありますでしょうか。

●事務局

例えば、点字ブロックとか段差解消とか、例示すると分かりやすいかなと思いました。

●窪会長

日本語でいうと、施設整備ということですね。書き加えるということで、平田さんよろしいでしょうか。

●平田委員

はい。

●吉田委員

17ページのところで、「ダイバーシティの考え方を前提にノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョン」とありますが、共に生きるとか、共生という言葉は聞きなじみがあるのですが。障がいがあろうがなかろうが、市民として共に生きていく、ということではないかなと思います。先ほどの介護保険のところでも、ケアプランやケアマネージャーという言葉が出てくる。日本語にこだわっているわけではないけれども、意味が分かりにくいですね。

●窪会長

ありがとうございます。

●吉田委員

ここでもやっぱり対策ではない。当事者なんです。当事者からみたらどうだ、ということだと思
うので。同和対策とか、障がい者対策ではないんです。

●窪会長

他、よろしいですか。

では次に同和問題について、よろしいでしょうか。

●吉田委員

2016年に部落差別解消推進法という法律ができて、国の法律上、部落差別というのが公
式に出ましたけれども、それまでは役所の中でも同和対策課、同和対策事業と言われてい
たんです。要は同和地区は指定された地域だけを指していたんです。

ですが、部落に住んでいなくても差別を受ける可能性のある人達もいるんです。そろそろ同
和という言葉は、部落に切り換えても良いのではないかなと思います。

ただし行政用語の中に、同和問題とか同和地区といった表現はまだありますので、あえて大
阪府の条例などを下敷きにしてということであれば、問題はないのかもしれませんが。

部落差別と表現、かつ差別は現存すると国が表現している以上は、市の条例や規則にも部
落と表現してはどうかと思います。

現に、この文章内でも部落と同和が混在しています。どう使い分けをしているかということは、
よく分かりませんが。

●窪会長

大阪ではかつて、小中学校で「にんげん」という副教材があったのですが、もうなくなったん
でしょうか。それが今、活用されなくなっているそうなんです。しっかりそれを活用して、人権教
育に役立てるということをしてくれていたようなのですが。

●河江副会長

私が現役の頃はありました。

行動指針も学校教育で果たせる役割は何なのかな、ということは感じています。まず、子ども
から変えていかないと、変わらないので。すでに教育を受けてきた大人を変えることは難しい
です。学校教育の中で変わってきて、今は男性も普通に家事をする人が出てきたので。同和
教育も学校がそういう役割を果たせたら、変わっていく可能性があるなと思います。

●窪会長

ありがとうございます。では、次よろしいでしょうか。

●南畑委員

18ページのところで、ノーマライゼーションの意味を注釈で確認すると、差別意識の解消もノ
ーマライゼーションに含まれるので、かぶっているのではないかなと。

●事務局

「差別意識を解消し」ではなく、「解消するために」という書き方にすると、うまくつながるの
ではないかと。

●窪会長

よろしいですか。

それでは、外国人の人権にいきます。

方針に反映していないのがもったいないな、と思うところがあります。「外国人が情報にアクセスしやすいように、ホームページで多言語アプリというのをやっています。」ということが実績で出てくるのに、ここでは出てこないんですね。入れられたら入れていただいて、宣伝していただきたいと思います。

他にないですか。

それではインターネット上の人権侵害について、いきたいと思います。

●平田委員

間違っているわけではないですが、25ページに「リベンジポルノ」や「児童ポルノ」という言葉が出てきますが、限定するのではなく、違法画像で良いのではないかなど。

市民意識調査からの抜粋で、今後の話なのですが、SNSや出会い系サイト(マッチングアプリ)とありますが、マッチングアプリと出会い系サイトを一緒にしていたら、たぶんこの先怒られると思います。マッチングアプリがお見合いに代わって行って、今マッチングアプリで結婚している人がいっぱいいますので、いかがわしいものと一緒にしないでくれ、ということになってくると思います。

●窪会長

マッチングアプリを削除するということですね。

よろしいですか。では性的マイノリティの人権についてですね。

●平田委員

27ページの中で100人中というのが抜けていますね。約10人から30人に1人という話にいきなりなっていますので。

●事務局

そうですね。ありがとうございます。

●平田委員

それと、下の方に「ダイバーシティ」という言葉が出てくるので、もう少し簡単な言葉におきかえた方が良いかと思います。

●事務局

田中さんにお伺いしたいのですが、人権関係の研修に行くと「ダイバーシティ」とか「インクルージョン」という言葉をいろんな所で聞くので、トレンドというかたちになっているんですけども、障がい者の会議とかに出られる中では、あまりこうした言葉は使われていないでしょうか。

●田中委員

あまり使われていませんので、分かりやすい方がいいです。介助する側は使いますが、障がい者はあまりこの言葉は使わないです。

●事務局

役所や、学識経験者等が使っているということですね。

●窪会長

ご指摘ありがとうございます。

●吉田委員

27ページの最上段なんですけれども、性的マイノリティの学術定義なのかと思いますが、全ての課の人が分かるのかなと。「生物学的性と性自認が一致している人や性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で」というところです。これに代わる表現というとな難しいのですが。

中央省庁で性転換手術をはかって、女性として過ごしている人が女性トイレを使えないということで裁判になりました。トイレを使えるようにしなさいと命令を受けたけれど、トイレが使えない事例があります。そういう事例を考えると、もう少し分かりやすい方が良いのではないかと思います。

●窪会長

ご検討をお願いします。

皆さんからも良いアイデアが何かあればお願いしたいと思います。

29ページのところでなければ、次に32ページからのさまざまな差別や人権侵害についてのところにいきます。

●平田委員

エイズについての話なのですが、言い回しがどうなのかなと思うところが「薬の開発が進み、治療が可能になった今も」、というのが完治の薬のようなイメージを受けるのかなと。

エイズの薬は今の所、進行を遅らせるものや発症させないようにする効果のあるものなので、治療が可能という、一般的に完治をイメージさせてしまうと思います。

●窪会長

そしたら、ここはいったん削除して、「薬の開発が進んだ今もなお」でどうでしょうか。

●平田委員

「改善がみられるようになった今もなお」という方が。

●窪会長

ご検討をお願いします。

他大丈夫でしょうか。なければ34ページからの第3章にいきます。

●青柳委員

35ページの同和問題のところで、「個別の人権問題を解決していくための」というところで、個別がどこにかかるのかなと。女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの人権問題、同和問題など、とあるので、同和問題だけが個別の人権問題という印象を受けてしまいます。

●事務局

個別という単語を取ってもつながるので、取っても良いと思います。第2章にいろんな問題があるという意味での個別という表現をしていますので。

●青柳委員

ここの文章なんですけど、長い文章が多いと思います。例えば36ページの(3)のところで、「また、このような認識は～生まれます。」や(4)の下のところも一文になっているんです。その次のページ(5)も「全ての部局の職員が～あります。」がすごく長いんです。読んでも聞いていてもしんどいので、途中で切ったほうが良いと思います。

●窪会長

ここは切った方がいいですね。

●青柳委員

38ページの多様な人権教育の実施のところで、どっちが大事という訳ではないんですが、順番として先に教員が来ているので、まずは児童や生徒への人権教育について書いた上での方がいいのではないかと思います。

●河江副会長

私もここはひっかかりました。市の職員が児童や生徒に教育はできません。教員に対しても教育委員会と連携しないと、市では研修ができないんです。市の職員でありながら、府から給料が出ていますので。そうしたことを考えると、教育委員会の協力なくしてできないことなんです。「教育委員会と連携し、教育現場にあった」としてはどうかと思います。

●窪会長

ありがとうございます。

●青柳委員

38ページのところで、「相談に対する解決方法の蓄積などを図ってきたところです。」の「図ってきたところです。」というのが表現がひっかかりました。

●窪会長

よろしいですか。他に何か。

●吉田委員

34ページの人権行政確立に向けた基本方針のところで、「総合的、横断的に実施することにより」とあります。まずは行政の横断、連携のありかたについて言及しないといけないのかなと思います。依然として縦割りではないかなと。

それと行動指針②に「対等な立場での市民との協働」という記載があります。

かつて2009年に1年ぐらいかけて行政と地域で活動するボランティアの人等と集まって、まちづくり指針というものをつくりました。そこで行政と市民が本当に対等ですか、という話があって。いろんなことをやらないと、なかなか対等にはならないです。情報の共有や企画立案段階からの参画であったり。

この市として、協働というのはどういうものを指しているのか、意味付けがあるのではないかなと思います。人権だけの問題ではないと思いますが、対等な立場とはどういう状況のことを指していらっしゃるのでしょうか。

●事務局

ここも文言として、10年前のものが残ったままになっていますので、特段の意図をもって使われている訳ではないと思います。おっしゃられたように、市で協働のまちづくり指針というものがあまして、協働の定義付けをまとめたものを引用し、それに基づいたという書き方のほうが、表現として良いのかなと思います。

●窪会長

それでは40ページにいてもよろしいでしょうか。第4章とその後の資料も含めて、何かご意見ありますでしょうか。

●吉田委員

さっきの話と関連しますが、40ページで「協働が行政主導となっていたり、行政の責任転嫁のためのもの、また過度な行政の関与により市民や市民団体の主体性を損なうことのないよう～」という文言なんですけど、協働の中身や意義、あり方は、このように本音としてあるんだと思いますが、「協働」という表現がひっかかります。

市民と行政の関わり方が、この10年でこう変化してきたから、というような表現にされた方がと思いますが、行政内部の文章であれば良いかなという気はします。

●青柳委員

用語解説について、丁寧に書いていただいているんですが、いろんな所から引用されているかと思えます。

(1)世界人権宣言のように「定めたもので、～影響を及ぼしています」までずっと文が続くものもあれば、(5)児童の権利条約のように最初に「～採択された条約です。」と言い切っているものもあったり、バラバラな印象を受けるので、統一した方が読みやすいと思います。一般的市民からすると、先に言いきりがあって、プラスアルファの情報があった方が分かりやすいと思います。

●窪会長

よろしいでしょうか。

それでは次第1については、これで終わります。

それでは続きまして、案件の2つめ、「行動指針の検討について」となっています。事務局より説明をお願いします。

●事務局

前回もお話させていただいております、重複する部分もありますが、新たに委員となった方もおられますので、まず行動指針とは何かという部分から説明します。

資料5の基本方針の中の第2章の、女性や子ども、高齢者などの個別の人権課題ごと、それから第3章の人権行政確立に向けた方針の中のそれぞれの取り組み施策ごとに、□囲みで行動指針というものが設けられております。

人権行政推進に向けて職員が行う取り組みの方向性を示すものとしてこの行動指針が設定されており、職員個々が日々業務に取り組む中で、毎年1回、この行動指針に紐づいて行った取り組みを取りまとめたものをこの審議会で議論いただき、「こうすべき」とか「これは良い取り組みだ」など様々にご意見をいただくことで、四條畷市では人権行政の進捗管理を行っているということで、この行動指針は非常に重要な位置づけを持っているところです。今日は事前にもお願いしているとおりに、この行動指針にスポットを当てていろいろなご意見をいただけないかと考えています。

資料番号6をご覧ください。

これが実際に令和5年度の実績として取りまとめを行ったもので、全課の取り組み事業数などを一覧表の形にしたものとなります。

次に資料番号7をご覧ください。

これが先ほどの一覧表に記載している個々の事業の内容を全て取りまとめたものとなります。資料番号7を一覧表としたものが資料番号6ということになります。

資料番号6の見方ですが、下の凡例にあるとおり、◎は、行った取り組みのうち、各課自身がこれまでと比較して前進、取り組みが進んだものを表していて、網掛けは、前年度（この表で言えば令和4年度）の時点で特に前進させることを目標としたものとなります。

横軸が、基本方針の項目ごとの取り組み内容になっていて、縦軸が各課ごとの取り組みの数が分かるということになっていて、資料上は、取り組みの数の少ないものに網掛けの処理をしています。

この表を見て、特に取り組みの数そのものが少ない課も多数ある状況となっております、一つの要因としては、調書を作成した方自身の解釈や考え方によって、人権施策の推進のために行った取り組みを狭く解釈している方は少なかったりしますし、逆に広く解釈しているなどによってのバラつきがあるという側面があることが一因と考えておりますが、これについては、担当課である人権・市民相談課の方で、書き振りに統一感を出すように周知を図るという取り組みは今後やっていく必要があると考えています。

今日はそれとは別の部分で、現在の行動指針では、各部署の業務内容によって取り組みが難しい、例えば福祉部局では子どもや高齢者、障がい者などを所管しているの、比較的実績を記載しやすいが、建設系の部局は実績を書きにくいといったこともあるかと考えていますので、多くの部署が積極的に人権行政の推進に向けて様々な事業に取り組んでいけるというような観点、この資料番号6の表が「○」で多く埋まっていくような、取り組みの「数」が増えるような行動指針を設定できないかといったのがまず1つめの観点です。

それからもう一つの観点として、取り組みの「質」の部分、つまり「前進」に繋がるような取り組みが増えることが人権行政の推進に繋がっていくというふうにも考えますので、取り組みの数もそうですが、多くの取り組みが前進に繋がっていき、資料番号6の表が多くの◎で埋まっていくような行動指針を、新たに設定なり修正していければということで、今日の会議はこういった観点でご意見をいただきたいと考えています。

どうしても抽象的になってしまいますので、この間の庁内の専門部会でも同じ内容で議論しましたが、あまり意見が出なかったので、市民目線や有識者目線の意見をいただければと思います。先程、吉田委員の意見でボール遊びのできる公園をつくるということをお願いしたのですが、まさにそういう視点で、建設部局がそれが子どもの人権につながるんだという発想とか想像力を持つことが、人権行政の推進に重要であると考えていて、そういう想像力を発揮するためにあえて抽象的な書き方になっています。

ハード整備ということになりますが、それも人権につながっていくんだと認識すれば○が付くということにつながりますので、そういう観点で行動指針について意見をいただければと思います。

説明は以上です。

●窪会長

ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。

●吉田委員

今説明していただいたように、行動指針は抽象的な書き方になるということですよ。

自分が担当している業務で、これって人権行政なのかなという気づきをもっと持たないとい

けないと思います。

健常者の場合だと気づきにくいですが、当事者と一緒にいると気づくこともあります。建設の場合だと、車いすで、もしくは杖をついていても安心して歩ける道かどうか、当事者と一緒に歩いてみる。そういうことをやったことがあります。そういうことを、日常的に自分の問題として考えてみたり、これって人権なのかなという逆の提案が欲しいと思います。

全てが人権行政だということを先程言いましたが、大東市の予算編成で予算書を出す時に、それぞれの課の予算要求の中に、人権的視点ではどうかという項目を作っておられます。だいぶ形骸化しているという意見もありましたが、少なくとも全ての予算の中に、そうした項目があるので、人権的視点で自分の中でいったん考えないといけない場面があるんです。そのことも一つの気づきだと思います。

ぜひ現役の皆さんも、そういう気づきを持ってもらいたいと思います。課内でフィードバックをしてもらって、皆で共有していただきたいなと思います。

●田中委員

よろしいでしょうか。

●窪会長

どうぞ。

●田中委員

視覚障がい者というのは、なかなか情報を得ることが難しいです。CDで広報を読んでもらえる機械があるんです。それをもっと視覚障がい者に向けて、推進していただきたいと思います。

●窪会長

ありがとうございます。

●平田委員

最近デジタル難民という言葉が出てきていて、最近お店でも、スマホでQRコード注文ということができない方がけっこういらっしゃいます。

デジタルにしていたら見栄えがいいので、自治体等でもチャットGPTやAIを取り入れていますが、実際はそれによって逆に不便になっている人達がいっぱいいます。

その点は、今後自治体でも気をつけないといけないのかな、と思います。

●河江副会長

効率化を進めるのも行政の仕事の一つなのですが、少数派を切り捨てた効率化になっていると思うんですね。

●平田委員

効率化に見えて、よくなっていないこともあります。チャットGPTは自然と会話ができるツールですが、間違ったことも言うので。

●窪会長

学校で一人ひとりにタブレットを持たせたら、逆に学力が下がってしまったという研究もありますよね。

●河江副会長

リテラシーの問題や、予算の問題等もあります。

●平田委員

今、デジタルとどう付き合っていくかという問題について、過渡期にあるのではないかと思います。デジタルが良いんだと、行き過ぎた部分があるのではないかと思います。

●窪会長

ありがとうございます。

それと、相談関係のところなんですが、具体的なケースを挙げていただきたいです。つまり、こんなことも相談していいんだ。相談したら、こんな対応をしていただけるんだということが分ると、利用しやすくなると思うんです。実績でもいいですし、ホームページでも宣伝していただきたいと思います。

3 ページですが図書館関係のところ。「蔵書を構成するうえで、人権問題を取り扱った図書を取りそろえられるよう選書し、収集した。」とあります。

図書館は学校に次いで、人権教育のソースとして大事なところだと思います。なぜかと言うと、図書館は本を貸すだけでなく、子どもが夏休みの宿題や自由研究でどんなテーマや資料がありますかという時に、提供する仕事があります。

そこで人権的な配慮をして、こういう資料があるよ、とか今話題になっている人権的な題材を提供していく、ということがあってもいいと思います。

●吉田委員

四條畷市内の各学校の図書室には、図書館からの支援もありますので、窪先生がおっしゃるようなことができればと思います。

●事務局

今日は時間が限られていたので、何かエッセンスみたいなものでも良いので、ご意見をいただけたら、行動指針に出来る限り反映していきますので、審議会が終わってからもご意見いただければと思います。

●窪会長

他、ございませんか。最後に「その他」となっていますが、みなさま方、事務局含め何かございますでしょうか。

●事務局

最初にスケジュールのところで説明させていただいたとおり、次は議論の段階が庁内にうつります。年内にパブコメ前の原案として市長をトップとした推進本部会議に諮ることになりますので、12月3日までに何かご意見があれば事務局までお伝えいただけましたら、次の会議の資料として、反映させていただきたいと思います。

●窪会長

他、何かございますでしょうか。

皆さま、ご議論ありがとうございました。それでは、本日の予定案件は全て終了いたしました。今回の議事録につきましては、従前とおり、事務局が作成したものを皆さまに一度ご確認いただいた後、最終的に私に一任ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

●窪会長

それでは、本日の会議は全て終了いたしました。皆さま、長時間のご議論ありがとうございました。